

市長への手紙に対する回答

No. 12

受付日	令和3年6月4日
件名	保育園の休園について
担当部課等	子ども家庭部 保育・幼稚園課
ご意見要旨	<p>保育園で働いています。ここの保育園もコロナがでましたでも、休園しません。</p> <p>同じ保育園に子供も通っています。怖いです。</p> <p>1週間でいいので休園にしてもらえませんか。</p> <p>検討よろしくお願ひします。</p>
市の回答	<p>平素は、名護市の保育行政に対してご理解とご協力頂き御礼申し上げます。</p> <p>さて、2021年6月4日付けメールでご意見のあった件について、下記のとおり回答します。</p> <p>国において令和3年5月23日から令和3年6月20日までの間、沖縄県は緊急事態措置区域に指定されました。それに伴い、「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」（令和3年5月21日）において、沖縄県から保育所等においては原則開所の方針を示されたことから、緊急事態宣言期間中も保育所等については通常通りの保育の実施をお願いしてきたところです。しかしながら、その後の県内の新型コロナウイルス感染拡大を受け、沖縄県は「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」（令和3年6月3日改正）において、保育所等においては「市町村に対し、医療従事者等、社会生活維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、児童の家庭保育や登園自粛の依頼、又は臨時休園等の対応を検討するよう依頼する。」との方針が改めて示されました。</p> <p>県方針を受け、また名護市内の新型コロナウイルス感染状況を鑑み、名護市では、令和3年6月4日付けで「新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第11報）」により、令和3年6月8日から令和3年6月20日までの間、保育施設を利用する園児の保護者に対して登園自粛の要請を行いました。当該文書では、保育士について「自分が感染したり、園児に感染を拡げないかなどの不安やリスクを抱えながら保育を行っている」旨通知し、保護者のご理解のもと、現在登園する園児数は通常時と比べて減少しており、保育施設内での新型コロナウイルス感染リスクの低下につながっているものと考えております。</p> <p>今後も、保育施設及び保健所と連携して、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。</p>

令和3年6月16日

名護市長 渡具知

武豊

